

## D 戦争法制のもとの民衆

# 戦争の真実は知らされない

## 戦争法制と知る権利

### 1 戦時の情報をめぐる二重構造

戦争は、国と国民の運命に大きくかかわる。それだけに、主権者である国民にとって戦争に関する正確な事実を「知る権利」が保証されなければならない。

しかし戦時には、政府や軍は基本的に、できるだけ情報を秘匿し、かれらにとって都合のよい特定の情報のみを発表しようとする。このような情報秘匿の動機は、純粹な作戦上の秘密だけでなく、しばしば、戦争の悲惨な実態が明らかになることによって国民の戦意が低下するのを防ぐため、あるいは自軍の失敗や人道に反する行為を隠して責任を免れるため、など多岐にわたる。

これにたいしマスメディアは一般に、戦争の真実を報道しようとする。秘匿された情報を暴露し、政府・軍によって発表された情報の真偽を追求する。このことは国民の「知る権利」に資するものである。

以上が、戦時における政府・軍とマスメディアをめぐる基本構造である。しかし、これとは異なる副次構造がある。

政府・軍には、情報を秘匿し、みずからが発表した情報を報道してもらうだけでは満足できない。戦争への国民の支持を確保するためには、マスメディアの「自主的取材」により、作戦の「成果」や自軍の「勇戦奮闘」ぶりを報道してもらわなければならない。

マスメディアも、つねに真実追求の立場を堅持できるわけでもない。マスメディアに真実追求の意欲・能力が欠けることも珍しくない。それらがある場合でも、商業マスメディアの場合、その資本主義的経営体としての性格から、政府・軍とは、相対的に独自性をもつにしても、大局的には「国益」を擁護する傾向にある。

政府・軍とマスメディアをめぐる構造には以上のような二重性が認められ、状況に応じて複雑な現象を示すことになる。

### 2 戦争と報道 - 簡単な歴史的スケッチ

#### (1) 第二次世界大戦と朝鮮戦争

第二次世界大戦 = アジア太平洋戦争時におけるアメリカでは、政府・軍とマスメディアの間には、反ファシヨのための正義の戦争という価値観を共有し、矛盾がなかった。しかしその反面、在米日本人の強制収容など戦争の暗部は隠された。それに対し当時の日本は、すでに検閲制度と各種秘密保護法制によって完全な言論統制が敷かれ、マスメディア

の弱体・迎合姿勢ともあいまって、虚偽でかたまった「大本営発表」を許すこととなった。それに対する反省が戦後マスメディアの出発点だったはずである。

朝鮮戦争当時のアメリカは、はげしい反共主義に支配され、また米・韓合同軍が「国連軍」としての形式を整えたこともあって、この戦争に対する批判的見地からの報道・評論はほとんどみられなかった。日本は当時、アメリカ占領軍の検閲下であり、自由な報道・評論は不可能であった。

## (2) ベトナム戦争の報道と世界の反戦運動

ベトナム戦争では、これとは様相を異にした。

アメリカがベトナム戦争に本格的に介入する契機となったのが、トンキン湾事件（1964）である。ベトナム海軍魚雷艇によるアメリカ駆逐艦襲撃というこの情報が誤報であることは、いまでは疑いがない。

アメリカでは当初、「ベトコン（ベトナム共産主義者）からベトナム人民の自由と民主主義をまもる」という「戦争の大義」が信じられていた。しかしやがてマスメディアも戦争の悲惨な実態を報道しはじめ、さらには戦争の意義に疑問を示すようになった。日本のマスメディアの一部も、戦争の真実を追求するうえで大きな役割をはたした。

これらの報道・評論は、アメリカ国内ばかりでなく、全世界的規模に広がった反戦運動を大きくはげました。

## (3) 湾岸戦争におけるメディアの役割

ベトナム戦争での報道を「失敗」と考えたアメリカは、湾岸戦争では極端な報道規制をおこなった。具体的には、新聞・放送の報道陣からごく少数の代表にのみ取材を許す「代表取材方式」を採った。この結果、精密誘導兵器による「ピンポイント攻撃の成功」のみが報じられ、劣化ウラン弾の被害をはじめとする戦争の「裏側」はおおいかくされた。

しかしアメリカの政府・軍側にも、作戦の「成果」や「勇戦奮闘」ぶりが報道されなかった、という「反省」が残った。

## (4) イラク戦争とメディア

この「反省」にもとづいて米英軍は、イラク戦争では、数百人の取材陣を受け入れるかわりに、記者・カメラマンらを米英軍の各部隊に配属する「エンベッド方式」を採用した。この結果、記者らが寝食をともにする配属先の兵士らと意識・感情を共有化する現象がうまれた。米英軍の「戦果をともに喜ぶ」ような記事が少なくなかった。これはマスメディアの「敗北」である。

むしろ、アルジャジーラをはじめアラブ諸国のメディアが気を吐いた。

### 3 国民動員法制と秘密保護法

有事法制につねに連れ添うのが秘密保護法制である。有事においては、外交・軍事その他の国家秘密は保護されなければならない、という議論である。

今回の武力攻撃事態法を頂点とする有事法制には、現在のところ秘密保護法制はふくまれていない。

問題は、近い将来において国家秘密法案の策定があるのかどうか、である。

武力攻撃事態法は明らかに自衛隊と米軍の共同行動を想定している。アメリカはその場合の、日本側の秘密保護法の欠如をつねに不満としてきた。アーミテージ報告（2000年10月）は日本側に、新ガイドライン（97年9月）の「誠実な履行」をもとめ、その一環として「日本の指導者は、機密情報保護法の立法化に向けて、国民の支持を得」ることを要求している。

こうして日米支配層の大局的な方向が国家秘密保護法制定にあることは否定できない。

しかしかれらは、それほど切迫した課題と捉えているようでもない。今回のイラク派兵に対し政府は極端な報道規制をかけようとした。これに対し、日本のマスメディアは一応の反対はしたものの、さほど激しい反発は示さず、最近になって報道側は、かなりの報道抑制を内容とする協定を受け入れるにいたった。こうしたマスメディアの現状からすれば、国家秘密保護法の必要性を、政府与党はそれほど切迫したものともみていないのではあるまいか。

### 4 警報の発令と情報開示

国および地方公共団体は、「国民に対し、正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない」ことが定められる。

また、対策本部長（首相）は、対処基本方針などにもとづき「警報」を発令する。警報の内容は、武力攻撃事態の現状および予測、武力攻撃事態が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域、および住民および公私の団体に対し周知させるべき事項、である。

これらの情報、とりわけは重要である。

しかし問題は、政府の提供する情報の正確性・具体性がどこまで担保されるか、にある。これらの情報が正確なものであれば、一般的には国民の「知る権利」をみたすことになる。実際上の問題としても、住民の避難経路・場所の選択にあたって、それらの情報は貴重なものとなる。

これに対しこの情報が不正確、あいまいまたは完全な虚偽などであれば、一般的にも国民を誤導する「大本営発表」となり、現実には避難・誘導を混乱と失敗に陥らせかねない。

情報の内容は2つに大別される。ひとつは敵対的な国家または準国家組織（以下「敵国等」という）に関する情報であり、ふたつは自衛隊・米軍などの行動に関する情報である。

敵国等の意図・目的、その勢力、能力、攻撃経路や攻撃地点などに関する判断・予測が提供されなければ、避難が必要かどうか、どの経路でどこへ避難したらよいか、判断のしようがない。また、これに対する自衛隊や米軍の行動計画の内容が知らされなければ、避難経路・場所も選択できない。避難する住民に対し自衛隊の戦車が逆行してくることになりかねないからである。

しかしこれらの情報がそれほど正確かつ具体的に開示されるとは、ほとんど予測できない。

政府や自衛隊はそれなりに敵国等の攻撃地点を予測するだろう。しかしそれを発表してしまえば、敵国等は攻撃地点を変更し、待ち伏せをはかろうとする自衛隊の作戦は失敗してしまう。情報源を秘匿するために公開できない情報も多いだろう。

また、自衛隊や米軍の行動計画の多くは「作戦の秘密」として伏せられるであろう。米軍支援法には、米軍の行動に関し連絡を受けたとき防衛庁長官はその内容を通知するという規定が設けられる。しかしその内容は、あくまでも米軍が日本側に「連絡」してよいと判断したものに限られる。多くの部分が隠されるであろう。

結局、警報の内容は、「九州北部および日本海沿岸に対し攻撃が予測される」などという漠然としたものにならざるをえない。これでは国民の「知る権利」は充足されず、実際の避難・誘導にも役立たない。

「警報」の内容は対策本部長が一方向的に決定するもの。国民やマスメディアの側から、より詳細・具体的な情報を開示させる手段・方法は、もうけられていない。

## 5 放送の規制

「放送事業者である指定公共団体」は、警報の内容を放送することを義務づけられる。「避難の指示」についても同様である。

ここにいう「放送事業者である指定公共団体」にNHKがふくまれることは、すでに武力攻撃事態法に定められている。現在、民間放送局をふくめるかどうか、をめぐって政府と民間放送連盟との間で駆け引きが続いている。

しかしNHKは国営放送局ではなく、国から独立した「公共放送局」である。民放各社と並んで、当然に言論の自由を保障されなければならない。

政府が警報をどれほど重視しようと、それを放送するかどうかの決定権は、放送各局に確保されなければならない。これをふみにじって放送を強制することは、明らかな言論の自由に対する侵害である。

法案は他方で、「国および地方団体は、放送事業者である指定公共機関等が実施する国民の保護のための措置に関し、言論その他の表現の自由に特に配慮しなければならない」ことを定める。しかし、このような放送の強制は、法が少しも表現の自由に「配慮」していないことを示す以外のなにものでもない。

これが深刻な問題を引き起こすのは、放送局側が独自の情報にもとづいて警報の内容に疑問をもった場合である。

ベトナム戦争へのアメリカの本格的介入の端緒となったのは「トンキン湾事件」であったことはすでに述べた。これと同じように、政府が武力攻撃事態の根拠とした事実が虚偽であることを放送局が確認した場合、それでも放送局は、虚偽と信じる警報内容を放送しなければならないのか。警報を放送しつつ、これとまったく異なる報道を放送できるのか。

それもが禁じられたとしたら重大だし、かりに警報内容を放送し、かつ、それと異なる報道を放送したとしても、視聴者が必ずその両方を視聴するという保証はない。つまり、放送局は虚偽と信じる放送を強制されることになる。言論の自由は侵害され、放送局はふたたび「大本営発表」の加担者とならざるをえないのである。

( 松 井 繁 明 )

## 国民はどのように統制される

### - 国民動員法制のはらむ統制の牙

#### 1 国民動員法制と「生活安全条例」

国民動員法制(国民保護法制)は、「国民保護」をうたい文句としているが、その実態は、国民や民間企業を戦争に強制動員するための「措置」について規定している。

法案は、

医薬品、食品、寝具などを収用し、その保管を命じ、立入検査を行うこと、  
国民の土地、家屋、物資を強制的に使用し、立入検査を行うこと、  
医療関係者には医療が「指示」され、運送事業者には避難住民や物資の輸送が強制され、放送事業者には警報・避難を放送しなければならないこと

など、詳細に国民統制＝強制動員の仕組みを規定する。

国民は「協力」を要請され、強制されるものではないとなっているが、物資の保管命令に従わず、又は保管命令等に伴う立ち入り検査を拒んだ者、交通規制又は警戒区域若しくは立入制限区域の立入制限等に従わなかった者は刑罰で処罰される。

日常的に国民は、「訓練」への参加を「協力要請」という名目で「強制」される。

その一方で、「防犯」を口実にした「生活安全条例」が、全国の都道府県、区市町村に広がっている。

「生活安全条例」が普及するなかで、生活安全パトロールの実施、監視カメラによる監視社会が一層推進される中で、住民が住民を監視する「相互監視社会」が実現されると、戦争遂行の日常的な監視システムとして機能することになる。

この「生活安全条例」は、国民動員法制を補完して、戦争協力のための重要なシステムとして機能する。

## 2 日常における国民統制

国民動員法制（国民保護法制）は、総則（第1章）として「国民の協力」（第4条）を求め、「国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」（同条1項）、「前項の協力は国民の自発的意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」（同条2項）、「国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うように努めなければならない」（同条3項）と「強制」ではないことを強調する（以下、本稿で「条文」は国民動員法制）。

しかし、都道府県知事等は、日常的に「訓練」（第42条1項）を行なうことが求められ、政府は、国民に対する「啓発」（第43条）に努めなければならない。「訓練」にあたっては、道路の通行を禁止又は制限でき（第42条2項）国民は、「訓練」への参加を「協力要請」（第42条3項）という名目で「強制」される。

いくら「自発的意思」「自発的活動」を強調されても、国民は戦争遂行の国家的意思にもとづく「訓練」を事実上、拒否できなくなる。生活安全条例の普及により「相互監視者社会」が推進され、住民は住民から監視され、「訓練」に参加を拒否することはできず、「訓練参加」は国民として逃れられない「強制」として機能することは明瞭である。

## 3 国民統制はどのようになされるか

国民動員法制は、第2章以下に「措置」という側面から、国民にたいする具体的な統制を定める。何点か問題点を指摘する。

### (1) 「住民の避難に関する措置」（第2章）

#### a 避難住民

##### < 避難の指示 >

対策本部長は、警報を発した場合は、総務大臣を経由し、避難元、避難先の都道府県知事に避難に関する措置を指示する（第52条）。都道府県知事は、市町村長を経由し、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる（第54条）。「避難の指示」がなされれば、国民は避難を事実上「強制」される。

都道府県の区域を越えて住民に避難させる必要があるときは、受け入れる都道府県知事は、避難住民を受け入れるものとする（第58条）。受け入れ側の地域住民は、「受け入れ」を事実上「強制」される。

##### < 避難住民の誘導 >

市町村長は、職員、消防長、消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない(第62条)。市町村長は、自衛官、警察官に、避難住民の誘導を行わせることができる(第63条)。避難住民は、自衛官、警察官によって「避難誘導」され、その誘導に従わなければならない。

#### b 放送事業者

放送事業者(指定公共機関)は、警報の通知を受けたときはその内容を放送しなければならない(第50条)。避難の指示放送についても同じである(第57条)。

警報の発令と避難の指示は軍事情報を集積して判断しなければならないが、軍事情報はアメリカ軍が一手に集中管理しており、その情報が自衛隊から対策本部を經由し対策本部長の「警報の発令」「避難の指示」となる。「警報・避難」の無条件の放送事業者にたいする放送義務付けは、戦前の「大本营発表」を繰り返す恐れがある。「警報・避難」以外の情報についても、事実上、放送事情者の放送を「強制」することになる。

#### c 運送事業者

避難住民の誘導については、住民は警察官等から協力を「要請」され(第70条)運送事業者(指定公共機関)は、避難住民の「運送」に応じなければならない(第71条)。この「要請」も事実上の「強制」として機能する。

### (2) 避難住民の救援に関する措置(第3章)

#### a 電気通信事業者

電気通信事業者(指定公共機関)は、電話その他の通信設備の臨時の設置について、都道府県知事が行なう救援に必要な協力をするよう努めなければならない(第78条)。電話等の通信システムが戦時下では、国家管理下におかれることになる。

#### b 運送事業者

運送事業者(指定公共機関)は、必要な物資又は資材の運送を求められ、その求めに応じなければならない(第79条)。事実上の強制規定であり、運送事業者と労働者は、戦争協力を強いられる。

#### c 特定物資の所有者、占有者

都道府県知事は、医薬品、食品、寝具等の特定物資についてその所有者に対し、「売渡を要請」し(第81条1項)特定物資を「収用」できる(同条2項)。特定物資の生産、集荷、販売、保管、輸送を業とするものに対して「保管を命じる」ことができる(同条3項)。都道府県知事は、特定物資が所在する場所に立ち入り、検査できる(第84条)。特定物資の「収用」「保管」「立入検査」を定めるもので、その違反者には、刑罰が定められている(第189条、192条1号)。戦争遂行のための物資調達のための規定であり、所有権に対する侵害のみならず、占有者に対しても「保管命令」を出し、戦争協力を刑罰を持って強制する。

d 土地、建物、物資の所有者、占有者

都道府県知事は、收容施設、医療施設のための土地、家屋、物資を強制的に「使用」できる（第82条2項）。都道府県知事は、土地、家屋、物資が所在する場所に立ち入り、検査できる（第84条）。土地、家屋等の強制「使用」を定めるものであり、「立ち入り検査」違反に対しては、罰則が定められている（192条1号）。戦争遂行のために不動産等の確保をするための規定であり、重大な所有権に対する侵害を刑罰を持って強制される。

e 医療関係者

都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行なうよう「要請」でき（第85条1項）、医療を行うことを「指示」できる（同条2項）。医療関係者への事実上の「強制」規定である。

(3) 「武力攻撃災害への対処に関する措置」(第4章)

a 設備又は物件の除去等

市町村長は、武力攻撃災害の拡大のおそれのある設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずることを「指示」することができる（第101条）。戦争遂行のための所有権侵害規定であり、事実上、「強制」される。

b 退避の指示

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、必要があれば、地域の住民に対し、退避すべき旨の指示をすることができる（第112条1項）。市町村長等が、退避の指示をすることができないと認められる場合は、自衛官が退避を命じることができる（同法8項）。住民の退避が自衛隊の指揮の下に行なわれることになり、軍事最優先となっている。

c 土地、工作物等の使用、収用

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、緊急の必要があれば、土地、建物その他の工作物を一時使用し、土石等の物件を使用し、収用できる（第113条）。戦争遂行のための不動産等の確保のための規定であり、重大な所有権に対する侵害行為である。

d 警戒区域の設定

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命、身体の危険を防止するために、警戒区域を設定し、立入を制限。禁止し、警戒区域からの退去を命じることができる（第114条1項）。都道府県知事も、同様の措置をすることができる（同法2項）。警察官は、市町村長または都道府県知事の要請があるか、その措置を待ついとまがないと認めれば、同様の措置を講ずることができる（同法3項）。その違反者には、刑罰が科される（193条）。警察が、自由に警戒区域を設定でき、その違反行為を刑罰で強制するもので、国民の自由な活動への重大な侵害である。



e 消火、負傷者搬送、被災者救助のための住民の協力要請

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、消火、負傷者搬送、被災者救助その他の措置を講ずる緊急の必要があれば、住民にその実施に必要な援助について協力を要請できる（第115条）。被災者救援等の名のもとに、住民は必要な援助を事実上「強制」される。

(4) 「国民生活の安定に関する措置等」(第5章)

a 立入制限

都道府県公安委員会等は、生活関連施設の安全確保のため、立入制限区域を指定できる。警察官等は、立入制限区域への立入を制限し、禁止し、退去を命ずることができる（第102条5項、7項）。その違反者には、刑罰が科される（193条）。警察が、自由に立入禁止区域を設定でき、その違反行為を刑罰で強制するもので、国民の自由な活動への重大な侵害である。

b 価格の統制

地方公共団体の長等は、国民生活と関連性が高い物資等の価格の高騰または供給不足のおそれがあるときは、適切な措置を講じなければならない（第129条）。

価格統制や供出が地方公共団体の長の判断で可能になる。

c 金銭債務の支払猶予等

政府は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、経済秩序の維持に緊急の必要があれば、一定の条件のもとで、金銭債務の支払いの延期、権利の保存期間の延長について必要な措置を政令で制定できる（第130条）。国民の財産権に対する重大な変更も、政令で可能になる。

(5) 「復旧、備蓄その他の措置」(第6章)

a 交通規制

都道府県公安委員会は、緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、制限できる。警察官がその場にいない場合に限り、自衛官も緊急通行車両の通行を確保するため措置をとることができる（第155条）。違反者は、刑罰に処せられる（第190条）警察官による交通規制が行なわれ、国民は、刑罰により、その行動を強制される。

b 電気通信設備の優先利用

地方公共団体の長等は、緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に使用し、有線電気通信設備、無線設備を使用することができる（第156条）。電気通信設備の使用は、戦争遂行に最優先される。

#### 4 国民をどのように処罰するのか

「国民動員法制」(国民保護法制)は、3分類の10類型について、処罰規定を定める。

##### (1) 3つの分類と10の類型(第188条~194条)

- a 物資の保管命令に従わず、又は保管命令等に伴う立ち入り検査を拒んだ者
  - 物資の保管命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、破棄し、搬出した者(第189条1号・「6月以下の懲役または30万円以下の罰金」)
  - 土地若しくは家屋の使用又は物資の収用に関し、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者(第192条1号・「30万円以下の罰金」)
  - 物資の保管に関し、必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者(第192条1号・「30万円以下の罰金」)
- b 交通規制又は警戒区域若しくは立入制限区域の立入制限等に従わなかった者
  - 通行の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者(第190条・「3月以下の懲役または30万円以下の罰金」)
  - 警戒区域又は立入制限区域への立入りの制限若しくは禁止又は退去命令に従わなかった者(第193条・「30万円以下の罰金または拘留」)
- c 原子炉、危険物質等による危険防止のための措置命令に従わなかった者
  - 原子炉等による被害を防止するための措置命令に従わなかった者(第188条・「1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、または併科する」)
  - 危険物質等による危険を防止するための措置命令に従わなかった者(第188条・「1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、または併科する」)
  - 赤十字の標章等をみだりに使用した者(第189条2号・「6月以下の懲役または30万円以下の罰金」)
  - 原子力災害について通報をしなかった原子力防災管理者(第192条2号・「30万円以下の罰金」)
  - 放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置命令に従わなかった者(第191条・「6月以下の懲役または30万円以下の罰金」)

##### (2) 国民処罰規定の問題点

###### a 保管命令・立入検査拒否((1)a)

避難と災害対処の名目で「物資の保管命令」「土地、家屋の使用要請」を出して警戒を強化し、従わない者に対して、実力規制、逮捕、処罰することになる。物資は、「医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資」であり、「救援の実施に必要な物資」ということで政令により広範囲な指定が予想される。燃料(ガソリン、灯油、軽油)、衣類、日用品など、人間の生活必需品が指定対象となる。

これらの特定物資を生産、販売、輸送等を業とするものに対して保管命令が出され、そ

の業者が所有者であれ、単なる占有者であれ、保管命令に違反し、物資を隠匿、損壊、廃棄、搬出した者は「保管命令」違反で処罰される。一般小売店も対象になり得るもので、広範な国民の財産権に対する侵害を刑罰を持って強制するものである。

土地、家屋を「使用」し、特定物資を「収用」「保管」する場合、必要があれば、「立入検査」ができるが、立入検査を拒み、妨げ、忌避し、報告せず、虚偽の報告をした者は、処罰される。「保管命令」の実行を確保するためのものであるが、処罰対象が広範に拡大する危険性が極めて大きい。

#### b 交通規制・立入制限違反 ((1) b)

「交通規制」や「警戒区域設定」は、権力側の都合により容易に「規制・設定」が可能であり、広範囲に国民の行動を罰則により規制できる。そのため、自衛隊による検問が行われる。これらの狙いは、作戦準備・作戦遂行をやりやすくするためである。

従って、区域の選択は、米軍と自衛隊の作戦の視点から設定され、重要軍事施設、道路、港湾、工場、倉庫、物質集積場、演習場等の地域とその周辺が指定対象に予想される。「正当な理由」による立入を除外するなどの規定はなく、表現の自由に対する配慮は一切みられず、軍事優先が鮮明に現れている。

### 5 住民による住民監視システム 有事法制と連動する「生活安全条例」

「国民動員法制」(国民保護法制)は、「国民の協力」(第4条)を定め、「強制にわたることがあってはならない」と「強制」ではないことを強調するが、国民、事業者にたいし、上述したような「措置」にたいする責務を詳細に規定している。

「国民の協力」は「自発的意思」に基づくと述べても、自衛隊と米軍の行動の邪魔になる国民を無視して行動を展開できない。「心理的・精神的な強制」により、国民が指示に従うシステムを構築しなければ「戦争遂行」は不可能である。

その戦争遂行システムの一環が、都道府県・市区町村に広範に浸透している「生活安全条例」による「相互監視社会」システムの構築である。「生活安全条例」は、住民は自治体と一体となって「生活安全」のために協力し、生活安全パトロール推進、自警団の活動、監視カメラの設置等により、地域から「犯罪を予防する」ふれこみである。しかし、その実態は、住民が住民を監視する「相互監視社会」の創出であり、警察が主導する相互監視社会である。生活安全条例によるこの相互監視社会は、戦争の遂行を目指す狙いがあり、戦争法と密接な関連を有する。

都道府県の「生活安全条例」は、2002年3月の大阪府を皮切りに、広島県(同年12月)、茨城県・滋賀県(2003年3月)、東京都(同年6月)、沖縄県(同年12月)と制定が続き、全国に波及している。

「生活安全条例」は、犯罪を予防するために自治体と事業者と住民が一体となって共同の責任を負うという警察主導の防犯システム生み出そうとするものである。それに「環境

美化」などのオプションを付加し、住民にはもっぱらその点を強調するが、「路上禁煙」条例と宣伝された東京都千代田区条例も本質的には警察・自治体・住民の協力による防犯システムを構築するものである。

「生活安全条例」のねらいについては、東京都有識者懇談会の「報告書」が明瞭に語っている。この「報告書」は、条例制定理由を「社会構造の変化や経済情勢の悪化、情報化、国際化、教育力の低下や地域社会の希薄化が、犯罪の増加と『体感治安』の低下（つまり不安感の拡大）を引き起こしている。これは警察任せにして放置してきた行政や警察に十分協力しなかった住民の責任だ。だから『警察・行政・住民共同の総合対策』を推進しなければならない。そのために東京をあげての安全推進体制を構築し、東京段階や警察署単位での『防犯システム』をつくる。」と述べている。

この「論理」は、グローバル化や構造改革の強行によって社会矛盾を発生させてきた政治の責任と相次ぐ不祥事や刑事捜査能力の低下によって信頼を喪失した警察の責任を何ら問うことなく、すべての責任を住民と自治体行政に転嫁するものである。

凶悪犯罪の予防は、刑事警察の能力の拡大強化と警察の信頼回復によってしか実現できないのであり、住民と行政を巻き込んだ「防犯システム」を構築したところで問題の解決にはならない。この警察主導の「防犯システム」は、住民や自治体に監視カメラの設置を求め、不審者の情報提供を住民に求め、自警団の結成と住民パトロールの実施を求めることになる。その結果、住民相互が監視しあう相互監視社会を生み出し、外国人やホームレス、失業者、フリーターなどの社会的弱者、異端者、少数意見を持つ者を排除する道を開くことになる。

この「住民による住民の相互監視」を通じて、戦争遂行に非協力の人物をあぶり出し、戦争遂行に従順な国民をつくりあげることには有効に機能する。日常の「訓練参加」に従順に従う国民を作り出すことが、「生活安全条例」の一つの目的である。

有事法制と連動する「生活安全条例」の動きを軽視することはできない。

（ 長 澤 彰 ）

## 戦 時 下 に お け る 在 日 外 国 人

社会を「敵と味方」に切り裂く「国民」保護法

### 1 「国民」保護法で保護される者

国民動員法制(国民保護法制)第5条は、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」(1項)、「前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限

が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない」(2項)と定める。

一見「国民」の保護を規定する条項の存在によって、国家が、私たちに何か利益をもたらしてくれるかのごとき幻想を与える。現に、野党第1党の民主党は、昨年国会において、「国民保護の視点が強いものに何とか修正した」として武力攻撃事態法(有事3法)に賛成に回った。しかし、国民保護法なるものが、国民「保護」を目的とするものではなく、日米の共同の軍事行動に国民を動員するための戦時法制にその本質があることは別稿において指摘するところである。そして国民保護法を含む武力攻撃事態法及び事態対処関連法の持つ根本的問題点は、私たちが生活する、この現実の社会に、「敵と味方」「我々と奴ら」という敵対関係を持ち込み、修復しがたい亀裂を生み出すことにある。

武力攻撃事態法及び事態対処関連法は、国民と非国民(外国人)とを明確に峻別し、それぞれ異なった取り扱いを用意し、国民保護法は国民(日本国籍を有する者)のみを保護の対象とし、非国民(外国人)は保護対象とはされていない。国民動員法制(国民保護法制)第5条が定めるのはあくまでも「国民」の権利と自由であり、非国民(外国人)のそれではない。

## 2 「保護」されない在日外国人

現在、この国には朝鮮籍及び韓国籍を有する在日朝鮮人が約65万人いるといわれている。彼らの多くは、現にこの国で生まれ、育ち、そして一生をこの国で終えようとしている人々である。彼らや彼女らに、この(保護)条項は及ばないのである。保護が及ばないだけではない。敵性外国人としての処遇が予定されることになる。

彼らは、ジュネーブ条約や第1及び第2追加議定書(追加議定書は今国会において批准の予定されている条約である)の対象とされてしまう。そもそもジュネーブ条約や追加議定書は、戦争状態・交戦状態を前提にしたうえで戦闘員や非戦闘員の人道的取扱い等を求めたものであり、敵性外国人の権利制限や抑留を当然の前提として予定している。ジュネーブ第3条約は外国人捕虜に関する条約であり、敵性外国人中、戦闘員は捕虜として扱われる(追加議定書44条)。他方、ジュネーブ第4条約は戦時における文民の保護に関する条約であり、敵性外国人中、非戦闘員は一般的保護のもとにおかれるものの、逮捕勾留が認められている(追加議定書75条)。

在日朝鮮人・韓国人が日本国籍を有しなくなるに至ったのは、彼ら自身の責任ではなく、日本国政府による恣意的国籍政策による。もともと彼らの父母や祖父母は、旧植民地(朝鮮・台湾)出身の「日本国民」であった。しかるに、1945年12月の「衆議院議員選挙法」の改正において、日本国政府はその附則で「戸籍法の適用を受けざる者の選挙権及

び被選挙権は当分の内これを停止す」として在日朝鮮人・台湾人の選挙権を奪った。彼らに選挙権を認めれば最小でも10人程度の衆議院議員の当選者を輩出することを危惧したためである(当時約200万人の旧植民地出身者が存在した)。その上で、1947年5月2日、新憲法施行の前日、最後の勅令によって「外国人登録令」を交付・施行し、「朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」(11条)とし、彼らを「日本国民」から「外国人」に移し替えたのである。

このような歴史的経緯によって「外国人」とされた結果、適用されるのが「国民」の保護をうたったこの条項ではなく、交戦状態を想定し、戦闘員・非戦闘員の人道的扱いを要求するジュネーブ条約及び追加議定書なのである。

### 3 敵性外国人の拘禁・抑留

国家間に戦争状態、交戦状態が発生すると、敵性外国人の処遇問題が当然に生ずる。かつてこの国も、戦時中、米英国民に対する抑留・拘禁を行った。

アメリカも第2次大戦(アジア太平洋戦争)時には日系人12万余に対し予防抑留を実施した。真珠湾攻撃を受けた米大統領ルーズベルトは、大統領布告第2525号を発し、「現在わが国に在留し、いまだ帰化していない14歳以上の日本人を、以後『敵性外国人』と呼称」し「合衆国の公共の平和と安全に危険性ありとみられる敵性外国人は、略式逮捕に服さなければならず、逮捕された敵性外国人は、「指定する場所に収容、抑留される」こととされたのである。

また、オーストラリアにおいて、日本人は「祖国に対する態度が狂信的、献身的であり、利敵活動を試みる可能性が高い」として女性であろうが高齢者であろうが抑留の対象とされた(同じ敵国人でありながらドイツやイタリアに対するのとはその取扱いにおいて明らかに違っていた)。いずれも「敵性外国人」の諜報活動や破壊工作を防ぐためという軍事上の必要性を口実に実施されたのである。将来、朝鮮半島において軍事紛争が発生した場合には、「諜報活動や破壊工作を防ぐ」ことを理由に在日朝鮮人に対する抑留が現実問題となってくるのである。

1950年に発生した朝鮮戦争の際、日本では、個別の逮捕抑留こそなかったものの、当時の在日朝鮮人の団体であった在日本朝鮮人連盟(朝連)はGHQと日本国政府によって解散させられ非合法化されている。

実際、今回の武力攻撃事態法及び事態対処関連法案提出に際して、北朝鮮との軍事的衝突を想定し、朝鮮籍の在日朝鮮人の「抑留」が検討されていた事実を共同通信は配信している。即ち、「外務省は関連法案に『抑留』規定を設けるよう主張していたが、政府内で北朝鮮問題への影響や日本在住の外国人からの反発を懸念する声が強まったため、明記を見送った」と(1月8日付共同通信)。

#### 4 「備え」こそ「憂い」の源泉

この国の政治家と一部の国民は拉致事件の解決しないことにいら立ち、北朝鮮に対する経済制裁法の成立と発動を求めている。また、マスメディアも北朝鮮と金正日体制を異常な国家、狂気の指導者として描き続けている。北朝鮮に対するかつてない排外主義がこの国を覆っているといつて過言ではない。

仮に、朝鮮半島において軍事紛争が発生した場合、アメリカの軍事行動に対しわが国は「周辺事態」を認定し後方支援に入るとともに、場合によっては武力攻撃事態の発生を認め、戦時体制に突入する蓋然性が高い。その場合、在日外国人、とりわけ朝鮮籍の在日朝鮮人に対する監視・統制、拘禁・抑留が問題とならざるをえない。今日の日本社会を覆っている排外主義に照らせば、「祖国（金正日体制）に対する態度が狂信的、献身的であり、利敵活動を試みる可能性が高い」とする在日朝鮮人に対する権利侵害を危惧せざるをえない。かつてアメリカやオーストラリアが実施した日本人強制隔離の過ちを再び犯してはならない。

戦争状態に入った以上は、それはやむを得ないという意見もあろう。しかし、そうではないと考える。

小泉首相は「備えあれば憂いなし」という。だが、「憂い」を無くすために次々に作られる「備え」=戦時法制が、むしろ「憂い」を招いているのである。

北朝鮮に対する送金停止を狙った外為法改正に続き、万景号等の入港を禁止する「特定外国船舶の入港の禁止に関する法律」の制定が策されているし、さらには、臨検に関する法案、捕虜に関する法案等が制定されれば、アメリカ軍と日本は、これを北朝鮮に対する軍事的圧力として用いるであろう。北朝鮮がそのような軍事的圧力に屈しないならば、容易に軍事力の行使へとエスカレートする危険がある。これらは安全のための手段ではなく戦争へのきっかけであることを知るべきである。

「備え」が「憂い」の源泉なのである。

( 松 島 暁 )